

各会計予算特別委員会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年3月10日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第 6号 羽幌町いじめ問題専門委員会等条例
- 第 2 議案第 21号 令和3年度羽幌町一般会計予算
- 第 3 議案第 22号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 23号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 24号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
- 第 6 議案第 25号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計予算
- 第 7 議案第 26号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
- 第 8 議案第 27号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
- 第 9 議案第 28号 令和3年度羽幌町水道事業会計予算

○出席委員（11名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 金 木 直 文 君 | 2番 磯 野 直 君 |
| 3番 平 山 美知子 君 | 4番 阿 部 和 也 君 |
| 5番 工 藤 正 幸 君 | 6番 船 本 秀 雄 君 |
| 7番 小 寺 光 一 君 | 8番 逢 坂 照 雄 君 |
| 9番 舟 見 俊 明 君 | 10番 村 田 定 人 君 |
| 11番 森 淳 君 | |

○欠席委員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| 町 長 | 駒 井 久 晃 君 |
| 監 査 委 員 | 鈴 木 典 生 君 |
| 教 育 長 | 山 口 芳 徳 君 |
| 会 計 管 理 者
兼 出 納 室 長 | 渡 辺 博 樹 君 |
| 総 務 課 長
兼 電 算 共 同 化
推 進 室 長 | 敦 賀 哲 也 君 |
| 地 域 振 興 課 長 | 清 水 聡 志 君 |
| 財 務 課 長 | 大 平 良 治 君 |
| 財 務 課 主 幹 | 熊 谷 裕 治 君 |

町民課長	宮崎寧大君
福祉課長	木村和美君
健康支援課長	鈴木繁君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
建設課長	金子伸二君
建設課主任技師	石川隆一君
建設課主任技師	笹浪満君
建設課主幹	上田章裕君
上下水道課長	棟方富輝君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君
天売支所長	竹内雅彦君
焼尻支所長	金丸貴典君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
社会教育課長 兼公民館長	飯作昌巳君
農業委員会 事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	山田太志君
書記	菅豪志君

◎委員長挨拶

○磯野委員長 おはようございます。会議に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会におきまして、令和3年度羽幌町各会計予算並びに予算関連議案を審議するに当たり設置されました特別委員会に副委員長として金木委員が、委員長に私が皆さんからご推薦をいただき、その職責を担うこととなりました。厳しい財政状況にあります中、令和3年度の重要な行財政の方向を決定する予算委員会であります。副委員長共々懸命に務めたいと思いますので、委員皆様の特段のお力添えをお願い申し上げます。

簡単ではありますが、就任の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎開会の宣告

○磯野委員長 それでは、ただいまから羽幌町各会計予算特別委員会を開会します。

(開会 午前10時00分)

◎開議の宣告

○磯野委員長 本日の欠席届け並びに遅刻届けはありません。

これから本日の会議を開きます。

◎議案第6号、議案第21号～議案第28号

○磯野委員長 本委員会に付託された案件は、議案第6号 羽幌町いじめ問題専門委員会等条例、議案第21号 令和3年度羽幌町一般会計予算、議案第22号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、議案第23号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、議案第25号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計予算、議案第26号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、議案第27号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、議案第28号 令和3年度羽幌町水道事業会計予算、以上9件を一括議題とします。

お諮りします。既に本会議において予算関連議案並びに令和3年度各会計予算の提案理由説明が終わっておりますので、本委員会では一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算の内容説明を財務課長及び上下水道課長に求めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 異議なしと認め、ただいま説明した順序に従って進めることに決定しました。

それでは、一般会計予算及び各特別会計予算の内容説明を求めます。

大平財務課長。

○大平財務課長 それでは、予算概要のほうを説明させていただきます。

お配りしております令和3年度予算説明資料に基づき説明をさせていただきます。1ページ及び2ページにつきましては、町長の提案理由で述べておりますので、省略させていただきます。

3ページをお開き願います。科目別歳入内訳であります。それぞれの収入科目ごとに一般財源、経常特定財源と臨時特定財源に分けております。表の右側の合計欄で収入の多い上位3つを丸つき数字で表示しております。3年度は、①が地方交付税、②が町債、③が町税の順となっております。2年度と同じ順位となっております。御覧をいただきまして、全体の説明は省略させていただきます。

4ページをお開き願います。科目別歳出内訳の総括表であります。さらにこれを5ページ、6ページで経常費と臨時費に分けて記載しておりますので、それぞれご説明いたします。まず、5ページの経常費で表の右側、増減額の欄を御覧ください。当初予算欄では、前年度との増減額を表しておりますが、主なものを申し上げます。2款総務費で1,100万4,000円、7.4%の増加は、留萌地域電算共同化推進協議会へのシステム利用負担金を臨時費から経常費へ組み替えたことによることとが主なものであります。3款民生費で3,776万8,000円、3.2%の増加は、障害福祉サービス扶助費などの増加が主なものであります。6款農林水産業費で1,304万3,000円、8.4%の増加は、焼尻めん羊牧場管理運営事業臨時費から経常費へ組み替えたこととが主なものであります。8款土木費で1,650万5,000円、3.3%の減少は、下水道事業特別会計繰出金の減少が主なものであります。10款教育費で1,588万4,000円、8.0%の減少は、総合体育館の管理が町直営となりますことから、同施設の運営経費を経常費から臨時費へ組み替えたこととが主なものであります。12款公債費で3,140万5,000円、3.8%の増加は、起債償還に係る元金償還額の増加によるものであります。合計では8,820万2,000円、1.9%の増加となっております。以上が経常費の増減の主なものであります。

6ページをお開き願います。臨時費につきまして増減の主なものを申し上げます。2款総務費で1億6,837万7,000円、42.9%の増加は、まちづくり応援寄附金推進事業費の増加が主なものであります。4款衛生費で2億4,187万2,000円、131.1%の増加は、羽幌町外2町村衛生施設組合に対する負担金の増加が主なものであります。8款土木費で3億9,007万5,000円、61.0%の減少は、福寿川護岸整備工事の完了などが主なものであります。9款消防費で2億4,071万5,000円、81.1%の減少は、防災情報伝達システム整備事業の完了が主なものであります。10款教育費で3,532万2,000円、16.3%の増加は、教員住宅施設管理事業費の増加などが主なものであります。13款諸支出金で1,726万円、35.9%の増加は、会計年度任用職員の昇給等によるものであります。以上が臨時費の増減の主な内容であり、臨時費合計では1億6,520万2,000円、8.1%の減少となっております。

次の7ページ、8ページであります。この表につきましては節別に集計をしたもので

あります。御覧をいただきまして、全体の説明は省略をさせていただきます。

次に、9ページを御覧ください。このページから17ページまでは、3年度の主な臨時事業一覧として事業内容と事業費、財源内訳を記載しておりますが、事業の主なものにつきましてご説明申し上げます。2款総務費でこのページの下から3行目、町有財産管理事業176万円は、国が定める公共施設等総合管理計画策定の指針が改定になり、改定内容を盛り込んだ計画の修正等を3年度までに行うことが求められていることから、公共施設マネジメント計画改定について一部業務委託するものであります。次に、その下の行になります。町有施設解体事業2,044万5,000円は、老朽化施設の解体事業であります。予定施設は北町団地6号棟、2階建て1棟8戸を予定しており、特定財源として過疎対策事業債のソフト事業分を充てております。

10ページをお開き願います。ページの上から6行目、まちづくり応援寄付金推進事業3億1,749万6,000円は、ふるさと納税2億円を見込み、3年度からは納税証明書の発行やワンストップ特例申告事務など業務の一部を委託するほか、ポータルサイトに掲載する返礼品の写真撮影費用や、新たな返礼品開発費用の一部を助成するものであります。同じくここから2行下になりますが、移住定住促進事業6,929万3,000円は、移住定住PRイベントへの参加経費のほか、2年度では見送らせていただいた焼尻地区での定住促進住宅1棟4戸の整備を予定しており、特定財源として過疎対策事業債を充てております。

11ページを御覧ください。3款民生費で下から2行目、保育士等確保対策事業351万6,000円は、保育士等修学資金貸付けのほか、3年度から保育施設において出産、育児休暇などにより一時的に人員が少なくなる場合に配置する補助員に係る人件費の一部を補助するものであります。次に、4款衛生費で上から5行目、遠隔医療促進事業181万6,000円は、ICTを活用し、道立焼尻診療所と道立羽幌病院をつなぐ遠隔医療システムを導入するものであります。

12ページをお開き願います。同じく4款の一番下、廃棄物収集処理体制整備事業2,075万7,000円は、市街地区での資源ごみなどの収集運搬に使用しているユニック車を更新するものであります。次に、6款農林水産業費で上から2行目、有害鳥獣駆除対策事業61万円は、羽幌町鳥獣被害防止対策協議会が実施する有害捕獲に係る経費のうち道補助金の対象外経費について、るもい農業協同組合と共同で補助するものであります。同じくこの下の行、農業担い手対策事業25万円は、羽幌町、初山別村、遠別町において農業の担い手を確保し、農業の振興、発展を図ることを目的としているオロロン地区新規就農者支援対策事業に係る事業費の一部を負担するものであり、3年度は就農祝金5組分を予定しております。

13ページを御覧ください。この款の下から2行目、外国人技能実習生受入支援事業270万円は、外国人技能実習生を受け入れている漁業者に対し補助するものであります。3年度は6事業者9名を予定しております。

14ページをお開き願います。7款商工費でこのページの上から6行目、外国人技能実習生受入支援事業90万円は、外国人技能実習生を受け入れている水産加工業者に対し補助するものでありますが、3年度は1事業者3名を予定しております。同じくこの款の下から3行目、バラ園運営事業31万7,000円は、これまで長年担当してきた管理人が退職となりましたことから、バラ栽培の安定化を図るため技術指導に係る業務委託時間を延長するものであります。

15ページを御覧ください。9款消防費で上から2行目、防災対策事業41万8,000円は、災害時における避難行動要支援者や大雨時に注意が必要な世帯等の把握を一元管理するなど、避難支援体制の強化を図るため住宅地図システムを導入するものであります。同じくこの款の最後の行、防災情報伝達システム管理事業894万1,000円は、本年4月から運用を開始する防災情報等伝達システムに係る管理経費となっております。次に、10款教育費で一番上の行、事務局業務経費179万7,000円は、各学校からの不要備品の処分費用のほか、児童・生徒1人1台のタブレット端末整備に伴い、ICT関連機器及びソフトウェアの操作補助や、その活用提案等の支援業務を委託するものであります。同じく次の行、教員住宅施設管理事業3,282万3,000円は、天売地区教職員住宅について2棟8戸を2棟4戸へ大規模改修するものであり、特定財源として辺地対策事業債を充てております。同じくこのページの下から6行目、いじめ防止対策事業6万6,000円は、いじめの重大事案が発生した際に、当事者間の関係調整を図るなどする附属機関として設置するいじめ問題専門委員会に係る委員報酬であります。

16ページをお開き願います。このページの中ほどになりますが、天売複合化施設建設事業2,961万4,000円は、施設建設に向けた教員住宅移設工事費や排水切替え等敷地整備工事費などであり、特定財源として辺地対策事業債や過疎対策事業債を充てております。同じくここから4行下、姉妹都市文化スポーツ交流事業161万5,000円は、姉妹都市である石川県内灘町との青少年交流事業であり、3年度については当町から内灘町へ公民館事業に参加している小学校5、6年生20名で訪問する予定であります。

17ページを御覧ください。同じく10款の一番下、給食センター施設管理事業1,180万1,000円は、ボイラー設備修繕のほか食材搬入口引き戸改修工事や研修室冷蔵庫等を更新するものであります。

以上で令和3年度の主な事業の説明を終わります。

18ページをお開き願います。目的税の使途内訳であります。目的税につきましてはその名目のとおり使い道が限定され、特定の費用に充てなければならない税金であります。ここでは、その使い道について説明しております。都市計画税は都市計画事業として下水道事業に、入湯税は観光振興ということでサンセットプラザ運営事業に充当し、地方消費税交付金は社会保障経費ということで国民健康保険事業に充当しております。

19ページからは、特別会計予算の概要となっております。こちらにつきましても町長からの提案理由で述べておりますので、私からの説明は省略をさせていただきますが、2

3 ページ及び24 ページの主な臨時事業についてご説明をいたします。国民健康保険事業特別会計では、特定健診の受診率向上対策として未受診者への受診勧奨委託を予定しているほか、糖尿病予防対策として血中インスリン値測定委託などを予定しております。

下水道事業特別会計では、地方公営企業法の適用化に向けた固定資産台帳整理業務委託を予定しているほか、設備機器の更新や認可計画変更業務委託などを予定しております。

簡易水道事業特別会計では、水道法に基づく水道施設台帳整備業務委託を予定しているほか、量水器交換や天売、和浦取水井調査清掃業務委託などを予定しております。

介護保険事業特別会計では、保険事業勘定において健康寿命の延長を図るため、65歳以上の高齢者等を対象に介護予防運動教室の実施を予定しており、介護サービス事業勘定においては業務用端末更新に伴う各支援システムの再インストール業務委託を予定しております。

港湾上屋事業特別会計では、天売旅客上屋事務所ドアの修繕を予定しております。

25 ページを御覧ください。給与費予算調書（当初）であります。これは議会議員、町の特別職、このほか一般職として定数内職員及び再任用短時間職員、会計年度任用職員の報酬を含めました人件費の状況であります。一番下の右欄、合計の差引き計欄であります。2年度と比較して2,902万2,000円の増となっているものであります。

26 ページをお開き願います。地方債現在高見込み及び交付税補填調書であります。会計区分及び起債区分ごとに内訳を載せておりますが、(1)の元年度末現在高は、一番下の総合計の欄で90億4,315万3,000円となっております。これが右から3番目、(7)の3年度末現在高見込額では86億4,996万7,000円となる見込みであります。このうち後年度に交付税に算入される額は、表の右から2番目にありますように56億5,258万6,000円、65.3%と見込んでおります。また、3年度末現在高見込額と元年度末現在高を比較いたしますと、(7)引く(1)の差額3億9,318万6,000円減少する見込みとなっております。この要因といたしましては、下水道整備に係る下水道事業債や特別養護老人ホーム建設に係る過疎対策事業債の減少などが主なものであります。

次の27 ページを御覧ください。北留萌消防組合予算の概要であります。ページの下段2、羽幌消防署分についてご説明いたします。①の歳出において右側の臨時費といたしまして、高規格救急自動車更新2,256万円、消防救急デジタル無線・指令台設備更新1,493万円などとなっております。

28 ページをお開き願います。羽幌町外2町村衛生施設組合予算の概要であります。④の臨時的経費の内訳で主なものは、新一般廃棄物処理施設整備事業で新廃棄物処理施設建設工事請負費6億117万2,000円などとなっております。

以上で予算説明資料によります内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○磯野委員長 次に、水道事業会計予算の内容説明を求めます。

棟方上下水道課長。

○棟方上下水道課長 それでは、令和3年度水道事業会計予算につきましてお配りしております予算書に基づき説明をさせていただきます。

初めに、20ページをお開き願います。予算実施計画説明書収益的収入及び支出でございますが、金額は消費税込みで記載しております。まず、1款水道事業収益、1項営業収益の1目給水収益、水道使用料につきましては2億2,155万1,000円を計上しております。これは、基本的に過去3年間の増減率の平均を基に算定しておりますが、3年度については新型コロナウイルス感染症の流行による影響を踏まえた下方修正により対前年比で773万6,000円の減としております。

また、2目その他営業収益では、4節雑収益、下水道使用料徴収委託料640万円、河川施設等維持管理業務委託金121万円をそれぞれ計上しております。このほか1節給水装置手数料、2節検査手数料、3節給水装置工事業業者指定手数料を合わせまして815万2,000円を計上しております。

次に、21ページをお願いいたします。2項の営業外収益でございますが、まず2目長期前受金戻入で653万1,000円を計上しておりますが、これは現金の伴わない収益であります。

また、3目雑収益、3節補償金に243万円を計上しておりますが、これは北海道が行う二股第2北地区の用水路改修に伴って発生する配水管切り回し工事に対する工事補償金であります。これらが主なものとなり、907万3,000円を計上しております。

次に、22ページをお願いいたします。支出の部で、1項営業費用、1目原水及び浄水費6,805万9,000円を計上しております。対前年比は4,000円の増で、18節動力費において浄水場電気料の値下がりによる減額、また15節委託料で今年度計上したろ過池清掃業務に係る委託費を単年度業務であるため減額しましたが、同じく15節の委託料で浄水場等の計装機器保守点検業務委託料と水道施設台帳作成委託料が増額となったため、差引きで微増となったものです。

次に、24ページをお願いいたします。2目配水及び給水費において5,155万2,000円を計上しております。対前年比22万1,000円の減で、25ページの23節工事請負費において量水器取替工事の取替え個数が減少したことなどが主な要因となっております。

次に、26ページをお願いいたします。3目の総係費は、主に職員人件費や内部管理経費で3,469万9,000円を計上しております。対前年比317万1,000円の減で、主に人件費の減によるものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。4目減価償却費に5,413万9,000円、5目資産減耗費に2万7,000円を計上しております。

次に、30ページをお願いいたします。2項営業外費用では1目支払利息として企業債の借入に係る利息1,168万5,000円に一時借入金利息27万4,000円を加

え1, 195万9, 000円を計上しております。

2目の消費税につきましては、水道使用料などの仮受消費税から水道事業費用の仮払消費税を差し引いた700万円の納付を見込んでおります。

次に、31ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。まず、資本的収入ですが、1項補償金、1目補償金として120万4, 000円を計上しております。これは、北海道が行う二股第2南地区の用水路改修に伴って発生する配水管布設替工事に対する工事補償金となっております。次に、資本的支出で、1項建設改良費、1目設備拡張費の435万6, 000円は工事請負費として北4条4丁目配水管布設工事116万6, 000円、南5条6丁目配水管布設工事319万円を計上しております。

続きまして、2目設備改良費4, 989万8, 000円ですが、これも工事請負費として南3条3丁目配水管布設替工事135万3, 000円、先ほど申しました用水路改修工事に伴う補償工事であります二股第2南地区配水管布設替工事237万6, 000円、浄水場内シーケンサ装置更新工事3, 190万円、PLCネットワーク機器更新工事394万9, 000円、低区第1配水池水位調節弁更新工事1, 032万円を計上しております。浄水場内シーケンサ装置更新工事とPLCネットワーク機器更新工事につきましては、前年度に調査を行い今年度より施行しております浄水場の中央監視制御システム関係機器の段階的更新であります。また、低区第1配水池の水位調節弁更新工事につきましては、今年度からの債務負担行為であります。

次に、32ページをお願いいたします。2項の企業債償還金5, 758万2, 000円につきましては、平成13年度から16年度までに借入れした企業債の元金を償還するものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。3ページから4ページは予算実施計画で、先ほど20ページから32ページで説明した内容の総括表となっており、金額は税込みでございます。3ページの表の1行目に記載しております収入予定額2億3, 877万6, 000円から4ページの表の1行目に記載しております支出予定額2億2, 943万5, 000円を差引き934万1, 000円の黒字を見込んでおります。

次に、5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の総括表ですが、収入予定額120万4, 000円、支出予定額1億1, 183万6, 000円となり、差引き不足額1億1, 063万2, 000円を損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。予定キャッシュフロー計算書につきましては、資金の増減に着目したもので、一番下の行に記載しております期末残高から期首残高を差し引き3, 177万8, 000円の減少を見込んでおります。

次に、7ページから9ページの給与費明細書では、前年度との比較及び増減等を記載しております。御覧をいただくことにより説明は省略いたします。

次に、10ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございますが、浄水場等運転管理業務及び羽幌上水道低区第1配水池水位調節弁更新工事につきまして、そ

の金額と財源内訳を記載しております。

11ページから13ページは、令和3年度期末時点での財政状況を示す予定貸借対照表でございます。ここから説明いたします財務諸表につきましては、全て税抜き金額を記載しております。

次に、14ページの令和2年度の予定損益計算書につきましては、経営成績の見込みを示すもので、下から3行目に記載しております当年度純利益は3,312万6,000円を見込んでおります。

次に、15ページから17ページは、令和2年度期末の予定貸借対照表でございます。御覧をいただきまして、説明は省略いたします。

次に、18ページから19ページでは注記としまして、資産の評価基準や評価方法等を記載しております。御覧をいただきまして、説明は省略いたします。

予算の説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
○磯野委員長 以上で各会計予算の内容説明を終わります。

お諮りします。各会計予算及び予算関連議案の質疑、討論、採決に入る前に、各会計予算の内容審査を提案者側の出席を求めながら行い、その後各議案について議案ごとに一括質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 異議なしと認め、ただいま説明した順序に従って進めることに決定しました。

それでは、各会計予算の内容審査を行います。

まず、進め方としては一般会計については歳出の款ごとに区切り、歳入は一括して審査を行うこととし、各特別会計及び水道事業会計は会計ごとに歳入歳出一括して審議を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 異議なしと認め、ただいま説明した順序に従って進めることに決定いたしました。

初めに、羽幌町一般会計予算の歳出から始めます。

なお、質疑、答弁においては予算の内容審査でありますので、簡潔、明瞭をお願いいたします。

1款議会費、73ページから75ページまで質疑を行います。

7番、小寺委員。

○小寺委員 それでは、1款議会費について、昨日の一般質問の中で次年度議会側の予算要求に対して、予算化されなかったことに対してやり取りを一般質問の中で行いました。何もなく、質疑もなく過ぎますと議会が了承したものとされますことから、一言発言させていただきたいと思います。

予算化されなかったものについての説明においては、答弁の中で説明時に失念があった

との発言もあり、私だけでなく他の議員も納得いくものではないことをまずはお伝えしたいと思います。

今後も十分な協議が必要と考えていましたが、一方的な協議の打切りの発言もありました。しかし、最終的には町長の答弁の中で議会が行う広報活動を理解していただき、また常任委員会での説明や協議をするために出席をお約束していただいたこと、そして今回は予算化されなかったものの予算にとらわれない方法での広報にも理解、同意を得たと考えております。今後も議会が行う町民のための効果的な広報にご理解とご協力を願っております。

以上です。答弁は要りません。

○磯野委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

次に、2款総務費、77ページから106ページまで質疑を行います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○金木副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2款について質疑のある人。

磯野委員。

○磯野委員 私から離島航路の補助事業に関して質問をいたします。

離島航路については運航補助、それから運賃補助、欠損補助等がありますが、28年度から離島航路利用促進事業補助金ということで、今御存じのように高速船に対する補助がなされました。今回それが予算化されていないのですけれども、まずその辺の行政側の考え方、それに至った経緯等の説明をお願いいたします。

○金木副委員長 町民課、宮崎課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

ただいまの件につきましては従前行われておりました、いわゆる高速船の3割引き事業の部分だと思うのですが、この件につきましては、令和3年度の部分につきましては現在計上しておりません。その理由としましては、依然として新型コロナウイルスの感染拡大の状況というのは今後の見通しという部分では不透明であるということと、それとそのような中で、島民への感染リスク等も懸念をされるという中で、本事業のような利用促進ということであえて離島地区への人の流れをつくるだとか、そういった部分につきましては事業の実施をするという判断にはならないのかなということで、国の関係機関等の協議を踏まえた中でそういった方向で決定をしたというところでございます。

それと、離島航路全体のくくりとしましては欠損補助の部分が令和2年度当初と比較しまして相当増えているという部分もございまして、このようなことも踏まえまして方向づけたということでございます。

以上です。

○金木副委員長 磯野委員。

○磯野委員 今の説明の中で確かにコロナのことでまだ終息が見えないということは、それはそのとおりだと思っています。今年度も予算はつけたけれども、結局コロナの影響で町全体としてお客さんに渡航自粛を要請したりということもありまして、それは北海道もそうですし、国もそうだったのですけれども、徐々に経済を回さなければならないということで国も今中止しているGo To トラベル、Go To イート、北海道においてはどうみん割、それからりとうプラスなども途中で中止しているのですけれども、コロナの終息に伴ってやはり経済も動かさなければならないということで、その準備を進めているところだと思っているのです。

そういう中で、当町も先日商工観光のほうからも第3次のコロナ特別委員会の中で説明もありましたけれども、商工としてはそのコロナが終息した後は観光にどんどん力を入れていかなければならないということで、一応予算としてそういった観光補助、それから特に離島に関しては昨年度もやりましたけれども、いわゆるプレミアム商品券だとか、宿泊者に対してそういう補助等も考えている説明等もあったのですけれども、私思うにはやはり観光というのは非常に昨年から大打撃を受けているのが実態です。なかなかそれはただお金でその補助を出せばいいということではなくて、お客さんが来ないことには何ともいたし方ないことなのですけれども、これからワクチン等の接種も始まることになりましたので、一応やはり観光課もそういう形でもしそうなったら応援しますよということで予算をつけているわけですから、同じ行政の中で片方は一生懸命頑張るなさいよと後押しをしていて、片方はいいや、ちょっと待ってと足を引っ張るとするのは行政として非常に矛盾があるのではないかと思うのです。せめて予算をつけて、それはコロナですから分かりませんが、不実行は不実行で仕方ないにしても、さあ収まったと国や北海道が動き出したときに同時に動くためには、やはりフェリーの割引等も非常に重要でないかと思うのですけれども、その辺についてはいかがですか。

○金木副委員長 町民課、宮崎課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

ただいまの件、磯野委員おっしゃる部分も十分理解をしております、私どもも非常に難しい選択をしているという部分もあるのですけれども、見通しが本当に不透明といった中でいろいろもろもろの協議等経過踏まえますと、ちょっとこのような形になると。それで、終息後の部分につきましては、今後の推移も十分見極める必要もあると思いますし、先ほど申し上げた離島航路の維持という部分で、くくりで申し上げますと財源の確保等もありますので、そういったところも十分見極めながら今後慎重に検討をすべきかなという

ところで考えております。

○金木副委員長 磯野委員。

○磯野委員 高速船のこの補助に対しては、皆さん御存じのように離島観光が、特に天売、焼尻に関してはなかなかお客さん、観光客の増加が見込めない、右肩下がりで来ている。ほかの利尻、礼文、奥尻等に比べるとやはり鈍いということで、最初はせめて6月のお客さんをもっと呼び込もうということでスタートした事業だというふうに理解はしています。その後どうせやるのだったら、旅行者とエージェントにも宣伝等もある中でやはり7月もやろう、8月もやろうというふうになったというふうに感じています。

それはなぜかという、その背景には同じ離島の中でもやはりこの運賃ということだけ見るとかなり高速船の運賃と特急運賃と割高です。特に道内のエージェント等に聞きますと、同じツアーを組むのに利尻、礼文、奥尻と組むのと、やはり天売、焼尻、実は札幌から一番近いのですけれども、実際に数字をはじき出すとかなり割高感があると。それは、取りも直さずやっぱり高速船で、高速船のあの時刻表を見るとお分かりになりますけれども、1泊2日で往復する場合どうしても高速船をどこかで入れないと両方見て次の日帰るということとはなかなか難しい。そうすると、やはりそこがネックになるということで、これエージェントにとってはこの3割引きというのは非常に好評だったというふうには聞いているのです。

それと、もう一つはやはり今後このコロナの終息に当たってこういう、先ほど言いましたけれども、商工観光も押す、町民課も応援するということが離島観光が動き出すというところにも影響及びます。経済というのは、そういうものだと思っているのです。一つは、やはりフェリーに乗る人が増える。フェリーに乗る人が増えるということは、やはり離島に寄って泊まる人も増える、旅館も潤う。旅館が潤うということは、例えば食材を仕入れたりする羽幌の商店も潤う。それから、もう一つはいろんな裾野が広がっていく中で、例えばクリーニング店も潤うということで、いろんな形で大変大きなお金が落ちるのだと思っています。ただ、それを全部行政に応援しろというのは、それは無理なのですけれども、やはり行政の立場としてはそれをうまく進める、ちょっと後ろから後押しをするということが行政の役目だと思っているのです。

そういう中で今回のこれに関しては、先ほども言いましたけれども、同じ行政の中で片方で商工観光が一生懸命何とかお客さん呼び込もうとして予算をつけて施策を打っている中で、ある意味片方でやはりそれをちょっと待ってと止めるのはどうも、同じ質問になります。納得いかない。この辺の整合性というのは、やはりきちんと取るべきではないか。応援するのならやはり行政挙げて応援していくべきではないかと思うのですけれども、この辺の整合性に関しては町長どのようにお考えですか。

○金木副委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時48分

○金木副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

駒井町長。

○駒井町長 大変遅くなって申し訳ございません。

いろいろと話がありましたので、今課長が申しあげました北海道、それから運輸局等との申合せの中で、現状としてコロナ終息がまだない中で航路の赤字が大変大きいということで、まず高速船の運航自体が行われるかどうかといったことも勘案の中こういう形になったということでご理解いただきたいのと、昨年のようにフェリーのほうの密回避で高速船の運航というものが見込まれるようになれば、またそういった補助の仕方もあるのではないかというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○金木副委員長 磯野委員。

○磯野委員 フェリーのほうでも高速船の運航に関して定かではないという話でした。私もちょっと気になっていたのですけれども、先月まで実は沿海フェリーのほうで次年度の、いわゆる今年の時刻表をホームページから削っていました。そういうことなのかなと実は思っていたのですが、昨日調べましたら改めてその高速船も含めた時刻表が掲載されています。やはりフェリーとしては時刻表を発表したということは、コロナの件もありますけれども、あくまでも通年どおりに運航しますよという意思表示だと思うのです。そういう中で、ですから先ほどコロナ、コロナと出ますけれども、確かにそれは分からないのですが、フェリーがそういった意思表示でやりますよというからには、行政としてもやはり応援する。確かに不実行になるかもしれないのは、それはもうどの予算も全てそうです。コロナに関連して観光予算なんか特に昨年全ての事業がほとんどできませんでした。今年もひょっとしたらそうなるのかなと思っていますけれども、私がお願いしたいのはせめてそういうフェリーがやるというふうに決めたのであれば、まずは応援体制を町もしてあげることが必要でないかと思うのです。

1点、ちょっと財務課長に聞きますけれども、航路の場合は赤字、赤字で来ているのですけれども、以前ずっと昔はほとんど、いわゆる8割以上国が持っていたものが途中からやはり国も大変だということで国が半分、その残りの半分を道と町ということで議会にも説明があったというふうに記憶しています。その中で説明があったのは、確かに金額というのは大きいのですが、町の部分に関しては特交で補填する方法もあるというふうに私はそのとき聞いているのです。その辺については、財務課の認識としてはいかがでしょうか。

○金木副委員長 財務課、大平課長。

○大平財務課長 お答えいたします。

今手持ちに資料ございませんので、どれだけ入ってきているかというのは、ちょっと数字的なものはお答えできませんけれども、委員おっしゃられるとおり一部特別交付税で措

置はされているというふうには捉えております。

○金木副委員長 磯野委員。

○磯野委員 私どももずっとそういう考え方で、確かに表向きはかなり数千万の金になるけれども、実際にその特別交付税が入った段階ではそれほど町の持ち出しはないのかなというふうに、ただいつも行政なんか説明あるけれども、ではその特交に色がついてくるわけでないのに幾らというふうにはなかなか難しいというのは私も十分理解しているのですけれども、今の説明を聞くとやはりいわゆる特別交付税の補填はあるというふうに認識していると思うのですけれども、確かに昨年を見ると今まで2,000万台だったものがこの欠損が5,600万ですか、かなり増えている。去年3,000万ですか、増えているのは理解しているのですけれども、その辺に対して運輸局との特別交付税云々に関しては全くいまだにまだ話はないのでしょうか。

○金木副委員長 町民課、宮崎課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

欠損補助が令和2年度当初と比べまして2,000万増えているような状況で、この原因の主たるものというのが、いわゆるコロナによる減収だと。それで、国のほうからこのコロナの減収があったことによって補助金を上積みするという部分につきましては、これまでも機会を捉えまして私どもも国のほうに要望しているところでして、それと併せて運輸局の方とも直接要望もしたり、情報交換をしていた部分はあったのですけれども、現状ではその上積みの部分につきましてははまだ不明だということをございますので、このままいけば町の持ち出しが大幅に増えるというような状況になっております。

以上です。

○金木副委員長 磯野委員。

○磯野委員 あとは、町長にもう一点お聞きして確認したいのですけれども、もちろん行政側も全てやはりこれだけ冷え込んだ観光に対してはこれから頑張ってもらいたいというふうには皆さん思っていることだと思うのです。そういう中で今回予算にはのっていませんけれども、やはりこれでコロナが終息し出して、何とかフェリーも通年どおりのダイヤで動くということになったときには、例えば補正を組んでももう一度その高速船の補助に充てるという考えはあるのでしょうか。

○金木副委員長 駒井町長。

○駒井町長 令和3年度におきましては、非常に先ほど申し上げた理由から難しいものがあるかというふうに思います。

○金木副委員長 磯野委員。

○磯野委員 何度も繰り返しになりますけれども、コロナで閉塞している経済を立て直すために、やはりちょっとした町の応援があると離島観光動き出すというふうに考えていますので、そういう世情を鑑みた上で改めてまた補正を組めるようなことになったときにはぜひつけてほしいと思いますので。

これで私の質問を終わります。

○金木副委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、阿部委員。

○阿部委員 私のほうからも関連で質問させていただきます。

昨日補正予算の中でも高速船の臨時便の件について質問させていただきました。今年度については臨時便という形でしたけれども、昨日の課長からの答弁の中では令和3年度も通常運航を予定しているような答弁ありました。そういった中で先ほどの磯野委員ともかぶるところがあるのですけれども、まず今回令和3年度の予算に入らなかったという一番の理由となるのが国のほうではやはりこれ以上ちょっと出すのが厳しいといったことで押さえておいていいのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

こういった結果になる前に、経過としまして国ですとか関係機関とも協議をした中で実はいろんな方策も出しながらちょっと協議をした経過があります。その中でちょっとこのような感染拡大の状況があって、今後も不透明だということがあったと思うのですが、その中でも3割引き事業の実施については実施すべきだといったような意見もなかったのも事実でございます。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 国のほうと協議、関係するところとの協議の中でということですが、例えばこれ国に頼らずに町単費で3割分を負担するとなればどのぐらいの額になるのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

3割引き事業の実施、実際に期間の考え方も当然あるというふうに思うのですが、例えば昨年の夏の時期に行った部分で申し上げますと、7月の中旬から8月のお盆時期までの土日祝祭日と、いわゆるお盆期間という中での実績で言いますと御存じのとおり130万程度だったのかなというふうに思います。それに加えて期間を長くするだとかということになれば、当然金額も増えるのかなというところまで、具体的な金額はこの場でちょっと申し上げることできないのですけれども、そういう形になるのかなというふうに思っています。

以上です。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 今年度をベースとして考えた場合は130、当初臨時交付金の部分です、コロナ対策の。あれで考えたのは230、その土日祝祭日といった形になる。ずっと6月からトータルで6、7、8とやった場合は今までの常任委員会の中では大体500万から600万ぐらいになっていたのかなと。多いときで1,000万近くもありましたけれども、先ほど磯野委員もおっしゃっていましたが、この3割引事業というのが離島観光においてはやはり重要になってくる。コロナの影響とはいえ今年度やった臨時便の中での昨日の課長の答弁の中でも乗船者として率としては少なかったとはいえ、やはり観光の面においては効果があったといった答弁ありましたけれども、その辺先ほどの磯野委員ともかぶっているところがありますが、例えば観光関係のほうにもこういった話は伝えてあったのかなのか、その辺お聞きしたいと思います。あと、観光パンフレット等にも影響してくると思いますけれども、その辺どのようにお考えか。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

本事業の実施の部分につきましては、ただいま委員おっしゃられたように観光パンフレットとの関連もあろうかと思ひまして、観光の担当課のほうにはこういう方向でいくという事は伝えておりました。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 商工観光のほうに伝えていたということですが、離島クーポンを予定していますよね。予定というか、これから決まるとは思うのですが、当然それを実施するとなったときには島外から来る、町外から来る方にとってはそういった高速船3割引事業と併せてやるのが本来の進め方なのかなとも思いますけれども、その辺の先ほど磯野委員も整合性はどうかのだといった質問をしていましたが、何かそちらについてはしっかりとちゃんとした答弁なかったと思いますので、改めてその辺お聞きしたいと思います。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

当課としましては離島航路のまず維持、確保という部分が一番重要なのかなというふうに思っております、実は先ほど来申し上げておりますように欠損補助の部分でも大幅に増えているというような状況がありますので、そこら辺も含めてちょっと判断をしているというところでございますので、重ね重ねになりますけれども、ご理解をいただければというふうに思います。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 一般財源の中で言えばそうなるかと思ひます。僕からちょっと提案させてもらいますけれども、昨日の補正予算では地方創生臨時交付金、こちらコロナ対策のほうを充てましたよね。今課長の答弁だとその観光の一番いい時期にもしやるとしたら、今年度

にかかった額130万ぐらいではないかと。そういったところ例えば本当に7月、8月の期間のいい時期に一応予算書のほうにはめん羊まつり、ウニまつり等も予算としてはのっていますので、いい時期にだけでもそういったコロナ対策の臨時交付金を活用して3割引事業ということができないのかどうか、その辺提案という形でちょっとお聞きしたいと思います。

町長もしあれば、町長でもいいです。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

先ほど来申し上げておりますような事情がありますので、現状では難しいのかなというふうに思いますけれども、現時点ではちょっと貴重なご提案ということでまずは受け止めさせていただきたいなというふうに思います。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 貴重なご提案という形でという答弁でしたけれども、本当にこの令和3年度離島航路の3割引事業がなくなって、ではその先というのが先ほどもありましたけれども、終息後見極めていくということですが、そこに、両島に住んで観光に携わっている方に見れば本当に大きな問題になってくると思いますので、その辺当然もし今年できないとなれば、国なり道なりのほうとしっかりと協議した上で令和4年度以降ぜひとも再開していただきたいと思っておりますし、やはりこの1年逃すことによって離島観光の部分で影響があればいろんな事業者さん、当然いろいろこの先考えていくこともあると思っておりますので、先ほど提案した部分もぜひとも入れていただきながら考えていただきたいと思っておりますけれども、改めてその辺ご答弁をお願いします。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

終息後といいますか、令和4年度以降の部分につきましてははもろもろ十分勘案の上、関係先とも慎重に協議をしていくべきだろうというふうに考えております。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 課長がいろいろ申し上げましたが、そういう事情がありますので、課長と同じ答弁になります。

(何事か呼ぶ者あり)

○磯野委員長 工藤委員。

○工藤委員 私からも同じことで関連の質問をします。

先ほどから答弁いろいろ聞いていますけれども、町長の姿勢がはっきりしなければ町民もあやふやになってどうしたらいいのか分からないというのが僕の思いです。もうコロナになってから1年たちました。現状島民の方も、それから観光に関する方も感染した人はいません。皆さん気をつけて対策を練ってやって1年たっております。ここまで来るともう対策をしながら、そして気をつけてやりましょうという判断を町長がして僕はいいと思

うのです。町長がそういうあやふやなことをやっていると、経済も何も回りません。観光に携わる人も、商業に携わる人も、工業も、それぞれの産業の方ももう仕事を気をつけながらやっているのです、現状。ですから、もう一つ踏み込んだ考えに町長立たなかつたら駄目だと思います。

昨日の村田委員の一般質問の答弁のことも僕とても気になりました。国内で感染が終息になった後においても、特に中期的な来町を促進するような事業については離島を抱えている事情を踏まえ、慎重に検討する必要があると認識しております。これ答弁なのですけれども、終息した後もという文言もここに入っています。ですから、これはコロナのこの期間であつても気をつけながらやっていかなければ、皆さんのこの生活と命を守っていくことはできないのです。この考え方に立ってもらわなかつたら駄目だと思う。ですから、いろんな状況を見ていますけれども、皆さん気をつけてもうやっていますから、あとは町長が一言加えることによってそれぞれの産業が動いていくと思います。

こういう3割引きをするということは何を目的かという、やはり観光客をたくさん羽幌に呼んで、島にも渡ってもらって、そして羽幌に行って楽しかったなという思いで帰ってもらう。そして、帰ることによってあそこへ行ったらよかったぞという声が広まることによってまた羽幌町に人が来る。これのためにやっているわけなので、ですから決して無駄なことではないと思います。この辺の考え方に立って行政側やってもらわなかつたら、産業は成り立たないと思います。この辺、町長どう思っていますか。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 工藤委員から見通しが違うのでないかというお話で、無駄と思っているのではないかという言葉があつたかと思いますが、私は3割引きを今年やめたのは課長が答弁したとおり無駄だということでやめたわけではありませんし、この新型コロナウイルスについてはまだ終息はしていません。私も課長会議などでは1年たつて慣れてきたので、しかしながら変種が出たということで経路が分からないというようなことで留萌管内でも今月の初めでしたか、先月でしたか、ありましたけれども、そういったことでまだまだ十分に気をつけなければいけないというふうに思っております。

また、航路につきましては昨年の今頃でしたか、やっぱりいろいろ航路の問題等も出まして、運営している沿海フェリーさんのほうにも3名の方とお会いしてお話を伺わせていただきましたが、運輸局から言われることは、あなたたちは航路を運航する会社でしょうと、島に人や物資が行かなくならないように感染に十分気をつけて運航する会社でしょうと言われるのがまず第一ですということを言われて、私もちょっと失念した部分があるのかなということでございます。ですから、現段階ではやはり国等と協議の中で赤字の少しでも解消と、それからご心配いただいております観光の事業があつた場合については高速船はまだ難しいかもしれませんが、行事に対する補助についてはできるだけ協力したいなど、そういう予算になっているのではないかというふうに考えておりますので、そのところをご理解をいただきたいと思います。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 ほかの事業でも後ほど質問しますが、どうやって感染対策をすればいいというのはもう皆さん分かっています。この産業を進めていかなかったらならないというのは、もうそれぞれの業種で分かっていますから、その辺で町長がそこでちょっとストップかけるようなことを言うと、なかなかうまくいかなくなると僕思います。ですから、こんなことに気をつけて進めていこうという意思表示を町長しなかったらならないと僕思います。実際にもうこの管内でも感染するのが何日かないですし、北海道も減ってきていますし、そういうふうな形でやっていかなかったら何の商売も駄目になってしまいます。

今回コロナ対策のこれから決定すると思いますけれども、その中にでもこの対策に使えるような支援をすることが僕大事だと思いますけれども、その辺はどう考えていますか。

○磯野委員長 工藤委員。

○工藤委員 ちょっと分からなかったと。コロナ対策特別交付金のこれから決めていくのがあると思うのですが、その中からこの3割引きの支援を出すということは考えませんか。

○磯野委員長 コロナ対策費からそのフェリーに対する補助は出せないのかという質問です。どなたかお答えください。

今回総務費の部分なので、もうちょっと質問の言い方をちょっと変えてください。

(何事か呼ぶ者あり)

○磯野委員長 コロナ対策費はこの予算の中に入っていないので、まずこの予算に入っている部分で質問ということです。

5番、工藤委員。

○工藤委員 はい、分かりました。そういうことで、どうしても検討の余地もないということですか。それだけ聞いて終わりにしたいと思います。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

現状では先ほど来申し上げた事情がありますので、難しいのかなということでございます。ご理解いただければと思います。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 これは、フェリーのほうには直接こういうことでというのは説明しているのですか。

課長、説明はしていますか。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

予算のあの結果がまだ分かっておりませんので、結果についてはその後のことになろうかなというふうに思います。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 でも、去年までずっと出していたことが出さなくなるということは、こんなふうにしたいのだというのは事前に言うべきだと思うのですが、どう考えますか。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

昨年今回のコロナウイルスの臨時交付金の関係で臨時便を就航するという事について運航補助をするというときに、その中でフェリー事業者との協議はしてはしまして、こういう状況だから、従前の3割引きについてはこういう状況が続けば難しいということも話してはしましたし、昨年夏の時期の部分については、まず6月以降就航しないということだったので、それであれば従前からの3割引きの事業については難しいよというようなやり取りをしております。

以上です。

○磯野委員長 3番、平山委員。

○平山委員 ちょっと教えてほしいというのか、今議会で1日目のときに町長のほうから町政執行方針聞いております。この予算に関しましては昨日、今日にかけて説明受けております。それで、この執行方針というのは予算を組む前に方針を立てているのか、予算をあらかじめ決定してから方針を立てているのか、ちょっと私知識不足で申し訳ないです。その辺ちょっとお聞きします。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

極めて事務的な作業になるのですが、一応新年度予算の内示というものを庁舎内でやりまして、それに基づきまして作成しております。といいますと、予算が先にある程度内定してから執行方針をつくっているということになります。

○磯野委員長 3番、平山委員。

○平山委員 先に予算のほうということですね。

それで、予算には今先ほどから離島航路のことで議論されていますが、予算にのっていないということで。それで、執行方針の中で観光の振興というところなのですが、本町観光の柱である離島観光の活性化のためということで説明あったのですが、主な事業として5点あるのですが、その中に天売ウニまつり、焼尻めん羊まつりというのが入っているのです。来年度は3割引きが今のところは中止というような方向という、先ほどの議論を聞いていて判断したのですが、やはりこの天売ウニまつり、焼尻めん羊まつりを行うのであれば、何らかの形でお客さんを呼ぶためにも3割引きというのと、そういう運賃を安くするという必要ではないかなと思うのですが、どうもこれだと予算と執行方針と私ちょっとずれがあるのかなという感じなのです。その辺どうなのでしょう。

○磯野委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時29分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

駒井町長。

○駒井町長 観光の支援と航路の運航と同じに考えないかと言いたいのではないかというふうに思いますので、そこについて申し上げますと、観光については当然できるのであれば続けてもらわなければならないですし、航路については先ほど宮崎課長から申し上げたとおり赤字を抱えておるときに、こういう形のときにいかなものかというふうな状況がございますので、今年については3割引きはしないということでございますので。

○磯野委員長 3番、平山委員。

○平山委員 今町長観光の部分と航路の部分は離して考えるということなのですね。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 はい。先ほども工藤委員の話に申し上げましたとおり、航路を運航することが大事でありまして、令和3年度につきましてはその部分の赤字の解消ということは非常に難しいことと、それからコロナがまだ終息もはっきりしていないことの中で動かすということには非常に難しいものがあるだろうということでございます。

○磯野委員長 3番、平山委員。

○平山委員 この離島観光ということで、天売ウニまつり、焼尻めん羊まつり、これを楽しみに町外から来るお客さんも私はいると思うのです。そういうお客さんが島に渡るということは、要するにその船賃を安くすることによって、それがメリットで島に渡ってくるお客さんがいると思うのです。だから、航路を維持するのは分かりますけれども、離島に、この観光についてはつながって私はいるものだと思うのです。はっきり航路の維持と、この離島の観光別問題ということには私はちょっと不思議なのです。やっぱりこの離島の焼尻と天売のお祭りですか。要するに船賃が安いから、さっきも言いましたけれども、船に乗って行きます。それで観光客が私は多く来てくれるのではないかなと思うのです。それ今の離島観光のためにその運航の航路の維持とは違うという、私はちょっとぴんとこないのです。やはりお客さんを呼ぶためにその高速船の割引というのはつながっていると私は考えているのです。今までそういう解釈できていたのです。今ここにきて航路の維持とそのそっちのほうは違いますというのは、私は、ちょっと納得いかないのです。その辺どうなのですか、やっぱり別物なのですか。

誰に聞いているかということ、本当は町長に答えていただきたいのですけれども、町民課長お願いします。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

町政執行方針の中での離島航路の部分につきましては、交通輸送体制の充実という部分の項目がありまして、この中で離島航路の運航ですとか、運賃欠損補助事業ということで

今回予算計上されている事業をのせておりますので、そこは別なのかなというふうに認識をしております。

○磯野委員長 3番、平山委員。

○平山委員 何か行ったり来たりの議論になりますね、それでは。

それで、ちょっと方向を変えますけれども、先ほど阿部委員からこの天売ウニまつり、焼尻めん羊まつりあるその期間ですか。やはりその期間だけでも、私思うのです。お客さんをお呼ぶためにいろいろ費用の部分で先ほど議論されていましたが、私やはり羽幌町として何らかの形で、町単費でも、先ほど130万ぐらいと言っていましたか、去年の。そういうものは大きな金額でなければ、どこから出しても私はいいと思うのです。要するにその費用を捻出してお客さんを、観光客を島のほうに渡っていただけるようなことを私は考えていただきたいと思います。観光客がこのままだったら絶対島には渡っていきませんよ、多分。費用の部分でやはり行政としてどこから出したら一番いいのか。これ1,000万も2,000万もというのならちょっと私も提案できませんけれども、昨年130万ぐらいというのだったら、そのぐらいの範囲だったら何とか捻出してやっていただきたいなと思います。その辺どうでしょうか。

そうしたら、これは町長に聞きますか。町長お願いします。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 先ほどから答弁申し上げているとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○磯野委員長 平山委員。

○平山委員 ご理解を私はできません。この観光の振興、これだけのものをのせているのですから。でも、行政側の答弁変わりませんので、できればというお願いで私は終わります。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 80ページの姉妹都市イベント派遣事業、これは内灘町に羽幌町から夏まつりに派遣するということになっていますが、何名行って、どのような事業に参加するのですか。

○磯野委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

今工藤委員がおっしゃられたのは、その姉妹都市イベント派遣事業ということで内灘の町民夏まつりに合わせて本町の特産品のPRを図って職員交流をしているというような内容になっています。職員につきましては主に3名程度職員のほう派遣をいたしまして、当町の特産品のPRを行ってきているという状況でございます。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 それから、もう一つ89ページに都市間交流事業ということで神奈川県の高老市に訪問するというのがあります。これについての事業の内容ちょっと簡単でいいで

すから教えてください。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

簡単に言いますと、海老名市で開催されております各種イベントですとか、そういったものに当町も特産品等を持ち込みまして売ってPRしてくるですとか、あと各種こっちから職員が行かないときでも向こうのほうに物品を送り込んでPRしていただくですとか、そういった内容になっております。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 内容はよく分かりました。この内灘町に行く部分の旅費として39万4,000円、それから海老名市に行く旅費が80万円、結構額大きいなと思います。それで、とても気になるのは地元の離島に行くのを全面的に協力しないでおいて、このまだ日本全国で感染が収まらないときに石川県内灘町、それから神奈川県海老名市にこういうことでお金をかけていくというのはちょっと疑問がありますけれども、町長はどのように考えて予算化しましたか。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 内灘町におきましては交流事業、それから海老名市についても交流事業、PR事業で例年行っている事業でございますし、航路については先ほど申し上げました理由がございまして今年についてはついていないということでございます。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 何も答えになっていませんけれども、何と再質問したらいいのか分からなくなる。

こういうときですから、さっき僕気をつけながらいろんな仕事やっていいのだろうということ発言しましたから、それとはちょっと矛盾するかもしれないけれども、やはりまだこの留萌管内、羽幌町から見ると例えば神奈川県などはまだまだ感染が多い。多いところにわざわざ予算をつけて行かなければならないのかというのが僕の一番の疑問です。ですから、こういうときは相手方に対してもコロナの影響がありますから、今年のご遠慮しますと言っても何ら差し支えないのだろうと思います。こういう部分のお金をもっと地元の産業に対してメリットのある効果的な税金の使い方をすることが、僕はそのほうが優先だと思います。

そういうふうには町長考えないのですか。

○磯野委員長 大平財務課長。

○大平財務課長 まず、私のほうからこの研修ですとかPRの旅費ですとか、そういったところのつけた部分につきましては、町長等と一緒に予算査定等々しておりますけれども、基本的にはコロナが終息しているという前提で行ければという形でほかの、この2款だけではありませんけれども、いろんな部分で予算はつけさせていただいております。各課から上がってきたものもそうですし、今回の予算でいきますと議会の皆様のほうからの道外

視察等とも同じような考えで上がってきていると思っております。あくまでもコロナが落ち着いているという前提の下、視察ですとかPR事業、研修等々を行うという前提で行っていますので、そういった部分につきましてはまずはご理解をいただきたいと思えます。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 そういうことであれば、先ほどのフェリーに対して3割引き分の補助をするのも僕は同じことだと思うのです。コロナが終息したら行くのだよというのであれば、この予算にのせないでにおいて、完全に終息したなと思ったら万全になりましたから補正予算を立てて行きますと言ってもいいのではないですか。

大平課長どうですか、それは。

○磯野委員長 大平財務課長。

○大平財務課長 お答えいたします。

事業によりましては補正対応では間に合わない部分もございますので、基本的には当初予算で上げさせていただいております。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 そういう思いがあるということをよく考えてこのコロナの全国的にまだ収まっていないときに行くのか、行かないのか、羽幌町のPRもしてくるから、それはその部分はいいと思えますけれども、結構な金額かかっていますから、その辺はよく考えてやっていただきたいと思えます。

もう一つだけ、85ページ、町有施設解体事業で北町のこれは団地の6号棟ですから2階建てだと思えるのですけれども、これは6号棟1棟だけでこの金額ですか。

○磯野委員長 大平財務課長。

○大平財務課長 お答えいたします。

工藤委員おっしゃるとおり1棟8戸分の解体のみです。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 それで、ここの北町団地にはまだ2階建てがこの6号棟のほかに5棟かな、それから平家が1棟まだ残っております。当然もう町民は入っておりません。解体した後のこの地区の活用方法は、町はどのように考えているのですか。

○磯野委員長 大平財務課長。

○大平財務課長 お答えいたします。

現状は、まずはこの老朽化して使用していない住宅をまず解体進めさせていただいて、ある程度解体が進んでいる間に土地の有効活用等々も一緒に考えていきたいというふうには考えております。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 町民に売って、町民の例えば自分のマイホームを建てるとか、そういうことにという意味ですか。

○磯野委員長 大平財務課長。

○大平財務課長 お答えいたします。

なかなかちょっと場所的な部分もございまして、そういう一戸建ての部分のニーズがあるかというのをちょっと調査してみないと分からないのですけれども、行政として活用予定がないということになりましたら、そういった部分調査をさせていただいて、ニーズがあれば分譲ということもあろうかと思えます。ただ、ある程度の大きな面積になりますので、場合によりましては企業誘致も簡単なものではないとは思いますが、そこで例えば工場とか稼働ができるようであれば、そういった部分の活用方法もありますと、あるというふうには思っておりますので、そういった部分本当に利用があるのかなのか、また住民の方々が住宅としての建設の部分でニーズがあるかどうか、そういうのも確認しながらただの更地という形にはならない形で何らかの有効活用は考えたいというふうに思っております。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 北町のあの地域は比較的海抜の高さが川北全体で見ると高いほうなのです、あそこは。マイホームを建てる部分については、僕はいいと思うのです。何でこの質問をしているかというと、全て解体した後に例えば今言ったような理由で町民に売って家を建ててもらい、あるいは違う形で利用するということになるだろうと思うのですけれども、これはできるだけこういう解体工事というのは期限をたくさん長く、1年で少しずつやっていくということよりは、ある程度短い期間でやってしまっ、こんなふうにして使いますからということで町民にアピールして、そして町の景観もよくして町民に対してPRしていくというのは、僕必要でないかなと思うのですけれども、その辺は課長考えていないですか。

○磯野委員長 大平財務課長。

○大平財務課長 お答えいたします。

私たちといたしましても、この抱えている老朽化施設、可能であれば早急に一気に解体ができればいいとは思っているのですけれども、先ほどもちょっとお話ししましたとおり、この1棟8戸を解体するだけでも2,000万円以上経費がかかる状況になっております。例えばこれを一気にやると、2棟やれば4,000万、3棟6,000万という形になってきますので、そこの部分の財源確保するとしますと、今この1棟分については過疎のソフトを使っていますので、年間8,000万ぐらいしかない過疎のソフトのうち2,000万使わせていただいております。これを過疎ソフト全部使ってしまいますと今充てている事業、ほかの部分一般財源充てなければなりませんので、そうなりますと解体をした後に例えば土地がすぐ使えるとしてもちょっと税収等々がすぐ上がるわけでもありませんので、なかなかその単年度の事業費としては厳しい部分になるというふうに感じております。

ただ、工藤委員おっしゃられたとおりに、せっきやく解体してできる土地については町の方が使っていただければ一番いいと思えますので、その辺については早い段階で、なるべ

く早くに方向性決めて、町の方が使えるようであればすぐにPRをしてご利用いただけるような形では考えたいというふうに思っております。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 例えば個人の方に売って、そういうのに利用していただければ当然固定資産税は町に入りますから、この部分はあまり長い年月を置かないでやって、そして固定資産税を増やしていくのだという考えも頭の中に入れておかなければ、やはりいつまでも古い建物があったり、更地が目につくようなことであればまずいと思うので、その辺今後上手にやってください。

○磯野委員長 平山委員。

○平山委員 すみません、何回も。

来年度の総務費の枠ですけれども、今年度よりもかなり増額になっているなという思いなのです。それで、ちょっと2点ほど教えていただきたいのですが、予算説明書の民放ラジオ難聴対策事業、これは今年度よりも約100万ぐらい多くなっていますよね。この理由というか、ちょっと教えていただきたいのですが。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

令和3年度につきましては、アンテナの塗装ですとか、あと蓄電池、電球の修繕等、平年ベースよりもちょっと多い工事改修費等が盛り込まれておりまして、1町村当たりの負担金も増えているという状況であります。

○磯野委員長 3番、平山委員。

○平山委員 あとほかに地方バス路線維持費補助事業ですが、これも令和2年度より400万ぐらい増額になっていますよね。これ内容、すみません。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

この部分につきましては、コロナによる減収という部分があつて、収入が下がった関係でこういう形になっております。

○磯野委員長 暫時休憩して、昼食のために休憩を取ります。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

8番、逢坂委員。

○逢坂委員 それでは、私から3点ほど質問させていただきます。

まず、移住定住促進事業についてでございます。

(「ページ」と呼ぶ者あり)

○逢坂委員 ページすみません、10ページです。

(何事か呼ぶ者あり)

○逢坂委員 説明資料で10ページの移住定住促進事業の今回焼尻地区に住宅を建設するというので、移住定住にはいいことかなというふうに私も思います。それで、今現在分かっている範囲で結構ですので、まずは1棟4戸建てを考えていると。入居予定者と、今分かっている範囲です、いれば、それからあと料金設定はどの程度のものを考えているのか。

さらにもう一点まとめて質問しますけれども、今後もこのような建物を天売なり、また焼尻なり建設する予定が今のところあるかどうか、その3点ちょっと確認します。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

まず、入居者につきましては現在設計もしていないという、まだ今予算の段階ですので。一応考えているのは、町の単独住宅的な位置づけでできないかなというふうに考えております。そうなりますと、入居者選定委員会のほうで決定いただくのかなというふうに思っております。

それと、料金につきましても竣工といいますか、供用開始までに条例化が必要なのかなというふうに思っております。

それと、今後の予定です。今後も天売のほうでも住宅不足しているのかなという感じは持っておりますが、令和3年度につきましては取りあえずできないだろうということで、4年度以降のまた検討になろうかなというふうに考えております。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 この件につきましては、常任委員会等で何回も説明もいただきまして、焼尻には需要があるということで、例えばですよ、めん羊牧場の職員を入れるというような話もあったのですが、そういうこと、解釈でいいのかなということで、それとも特別に入る方を設定して公営住宅を建てるとか、その辺ちょっともう少し聞きたいのです。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

予算にも上げてあるのですけれども、基本的に過疎対策事業債充てておりますので、そのメニューといたしましては移住定住促進住宅といったことをございます。したがって、町外から羽幌の焼尻のほうにいらっしゃる方に入居いただけるようにというふうに考えております。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 この関連なのですが、簡易的に例えば1年入居したいとか、半年入居したい、そういう方とか、そういう決まりとか、今縛りとかのあるような住宅になるのでしょうか。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 その辺もこれから供用開始に向けて練って設計していければなとい

うふうに考えております。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 次に、同じページの、これはもう既に廃盤になっているのかなと思いますが、両島に設置されているIP告知システムの端末、これについて今回撤去費用ということで517万円ですけれども、このサーバー室内の不要撤去費用ということでございますが、これ何台設置されて、撤去費用が1年につき幾らとか、そういう見積りとか算出をされたと思うのですけれども、それは例えば地元業者でやられたのか、どこでやられたのか、撤去はどこの業者というか、やる予定でいるのか、そういうのを含めてちょっとお聞きしたいなと思います。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

まず、撤去の件数でいきますと385件あります。そして、現在保守委託と申しますか、当初の設置した事業者へ委託しているわけですけれども、そこに引き続き撤去のほうもお願いしたいなというふうに考えております。

それで、あと一応役場庁内のほうにもサーバーを置いています。それと、両島のほうにもサーバー等を置いております。それらをひっくるめまして、一応予算的にはこの額で積算させていただいております。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 この517万円という、1基幾らかという部分についてはちょっと答弁いただけなかったのですが、例えばその業者でなければ駄目だという部分、あるいは地元の業者でも電気屋さんがあるのですが、そういうところではできないというものなのでしょうか。ちょっと確認の意味で。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 先ほどちょっと説明足りなかったと思うのですけれども、385台というのが各戸に設置されておまして、それを1軒1軒撤収してくるという部分もありますので、そういった意味も含めると今まで保守等をお願いしていた業者のほうの方が有利のかなというふうに考えております。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 その有利とかでなくて、僕が聞いているのは地元の業者でもこういう撤去はできないのかなと。例えば平成25年4月に小型家電リサイクル法というのが執行されて、そういう廃棄物については地元の自治体でもできるという、優先というか、そういう法律が実はできていまして、電話機とか、そういうのも含めて羽幌町であれば羽幌町で自由裁量できると、そういう撤去を。だから、どこの業者でもできるのであれば、地元の業者を使ってやれば町も潤うのではないかなという思いで今言っているのですけれども、その辺はどうですか。

○磯野委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時10分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

既存のシステム、ほかの線とかもいろいろありまして、その選別といいますか、これがIPの線だというのをはっきり特定できる業者でなければ駄目だというのが大前提にございまして、それで現行の保守をお願いしている業者でというふうに考えております。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 いや、ちょっと僕は納得できないのだけれども、そんな難しい配線をしてこのIP電話をつけたのかなど。見たらそんな普通の電話機を電源を差し込んでやっている程度のものかなというふうに私は思っていたもですから、現実の物を見てはいますが、それが保守点検やっているところではなければならないという部分は、それはないのかなと自分では思うのですが、これ間違っていますか。

○磯野委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時12分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 委員おっしゃるように端末に関してはそういうことかもしれませんが、サーバーに関してはほかの線と混合してはいけないということで、そして全体的にセットで考えますと、分けて発注ということにはなかなかならないのかなというふうに考えております。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 それは分かります。サーバーもあるしというような部分であるのですけれども、できれば地元の業者を使って安くこういうのを撤去して、もう既に使っていないと思うのです。ですから、そういう部分も考えていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一点、すぐ同じページのその下に再生可能エネルギー環境保全事業ということで今回新規に騒音、低周波音圧レベル計の購入費用と22万円計上されています。これについての中身といいますか、この機器の能力、使用方法、概要です、仕様ですよ、どういうものであって、どういうところに、どういうふうに活用するのか、まずはその部分、風力発電のだと思うのですけれども、どういう場面で使うのか、使用するのか、まず

その1点教えてください。

○磯野委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時15分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

まず、仕様につきましてはちょっと細かいことは言えないのですが、人体に影響を与えるような音圧レベルですとか、主に再生可能エネルギー発電設備の騒音を測るためにということで、それで測定器も様々あるのですが、あくまで簡易的に測定できるようなものということで考えております。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 それは当然だと私も思います。その活用の仕方ですね。そして、許可した時点で建設されたものに対して100メートル、200メートル、300メートル離れてそういう周波数、風力発電が主だと思うのですが、低周波だとか、そういうふうなものを測る機械だと私は理解していますが、それでレベルがその今これからつくる条例、うちの再生可能エネルギーの、それに見合っていなければ業者にお願いして、例えば風力、住宅から近いですし、音も高いですというようなことで措置とか命令とか出せると思うのです。

それと、この機械は例えば常に1年に何回か定期的にこの機械を使ってそういう記録なり測定なりをして記録を残すということは考えていないか。要するに定期的に、1年に1回か2回でもいいのですが、やはりいろいろと変わってくると思うので、そういうことも考えていないのか、そういうのを含めてその活用方法、金額は22万といってもせっかく購入するのですから、そういう活用方法もきちっと決めて、記録を残して一基一基建てた場合に最初に建てたときはこういう音だったけれども、古くなってくれば機械というのは、風力発電なんかは特に音が大きくなるのではないかと私は推測しているのです。だから、定期的な記録、観測も必要だと思うのです。そういうことは、今の時点では考えていないですか。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

定期的なといいますか、まず苦情があったときは測定に行くというのは、それはもちろんなのですが、できれば年1回ぐらいのスパンでは測定して点検をできればいいなというふうには考えております。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 有効に、こういうものを買うのですから、活用して、記録もきちっと作って年1回委員会に報告するとか、そういうようなことをぜひお願いをしておきます。

それともう一点追加でいいですか。次の循環バスの関係なのですが、循環バスほっと号、それからフェリーターミナルシャトルバスの運行負担金ということで、今回720万7,000円計上されています。個々に調べたらほっと号は531万5,000円で、フェリーターミナルが189万2,000円という計算になると思うのですが、この算定基準だけちょっと教えていただきたいと思います。どのような金額で算定されたか。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

まず、町内の循環バスにつきましては538万4,000円でございますが、内訳としては運行に係る費用ということで燃料あるいは修繕費等の物件費、それと人件費ということで運転される方の人件費、それと運行管理費ということで運行管理者あるいは整備管理者、それと法定福利費含んだものの合計プラス消費税が合わさった形という状況になっております。

それと、シャトルバスのほうの部分につきましても同じような内容になっていまして、物件費、人件費、それと管理費、それらの合計が予算額という状況になっております。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 それであれば乗車した数の乗車率だとか、乗車人員だとか、そういうのを年間例えればもう分かっていますよね。そうすると、そういうのも算定基準にはならないのですか。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

負担金の支払い方法ということで先ほどちょっと説明不足だったのですけれども、これらの費用額から運賃収入を引いた部分について月ごとに事業者のほうに支払うと。それにつきましては、これまで毎年度、年度ごとに協定を結んだ中で上限額を設定しております。その上限額というのが現在提案させていただいております予算額というような状況になっております。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 ほっと号について、フェリーターミナルのシャトルバスについてもそういう乗車人員の収入というのを入れながら予算づけをされていると。そうすると、毎年増えて5,000人であれば昨年度の収入例えば、申し訳ないのですが、決算書を見れば分かるのかどうか分かりませんが、教えていただきたいのだけれども、それとほっと号の収入、それからシャトルバスの収入はちょっと分かればの範囲で結構なので、幾らあったか教えていただければ。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

収入実績手元にはないものですから、必要であれば後ほどちょっと調べましてお答えいたします。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 予算書の81ページから人事評価制度運用支援業務委託料、ストレスチェック委託料、職員研修講師派遣業務委託料の3点質問させていただきます。

まず、1つ目の人事評価制度運用支援業務委託料、これについては数年前から予算化実施されていますけれども、改めてその目的と効果というものをお聞きしたいと思います。

○磯野委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

人事評価事業についての目的ということでございますが、人事評価制度につきましては法改正によりまして平成28年度から取り組んでいるものでございます。今現状の運用としましては、自分の仕事の進捗状況だとか、その上司の方については課内の職員の業務の進捗状況というものを確認しながら効率的に業務を進めていくことでの導入ということで位置づけております。それで、年度途中での進捗状況の確認だとか、改善を進めながらその課ごとの目標の達成に向けて活用するとともに、職員自身が業務内容をきちんと把握するために利用しているというものでございます。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 今課長のほうから目的と効果といった部分で、自分の業務の進捗状況の確認であったり、業務の効率化を課ごとにとということですがけれども、結果として何か改善するのに当たって当然結果が出てくるわけですから、その出てきた結果に対して何かこういう改善をしていったというのは行政としてどういったことがあるのかお聞きしたいと思います。

○磯野委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

ただいまの質問は、その目標についての結果についてどのような改善を行うのかという部分だと思うのですがけれども、それにつきましては年度当初と中間と、あと期末評価ということでそれぞれの段階で目標を掲げて、進捗状況を確認をして、期末でどういう結果になったかということで評価をしているような状況でございます。中間とかの中で業務が遅れているとかということであれば、もちろんその職員に対してこういうことをしたほうがいいのではないかとか、こういうふうに進めたらいいのではないかとか、そういうアドバイスをしながらその業務の改善を行い、結果としてもし達成できなかった場合については、もちろんそれはどういうふうにしたら今後そういうふうに変更していけるのか、そういうのを職員と管理する立場の課長のほうで話をしながら業務の改善につなげていくということで活用しているところでございます。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 職員と課長と上司とで話し合っただけで業務の効率化に向けてどう取り組めるかと

ということですが、そういったお互いのやり取りでのその効率化を目指すということももちろんそれはそれであるでしょうけれども、どうしても今町民から求められている部分、いろいろなニーズが多様化していたりとか、業務そのものの複雑化とかがあって、いろいろと効率的にできない部分というのもどうしても出てくるのかなとも思いますけれども、そういった部分予算書にいろいろなシステムの更新等もありますけれども、何かその業務の効率化に向けた例えば行政のICT化であったり、そういった部分何か改善すべきものであったり、新たに導入したものとかもしあれば、教えていただきたいと思います。

○磯野委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

この予算とかにはないのですけれども、その国のほうでもデジタル庁の設置ということと令和3年度に設置をするというような方向で今進んでいます。その中におきましても例えばシステムの共同化だとか、あとマイナンバーを活用した電子申請の関係とかも今後やるような方向で進められているようです。そういうのが、国のほうの方針が出てきましたら、当町といたしましてもその方針に沿った中でやっていくような形なのかなとは思っていますので、効率化だとか、そういう部分につきましてはまた今後の課題といたしますか、検討になるのかなというふうに考えております。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 なぜ効率化に向けた新たなものの導入と言いましたかということ、ここ数年、あまりこんなことは言いたくはないのですけれども、どうしても職員さんの事務誤り等が増えてきているのかなと思います。先ほど言ったように町民から求められる多様化の部分であったり、業務の複雑化といった部分で難しい部分、どうしても大変な部分もあると思うのですけれども、改善していくのに国のほうから示されたそういったのというだけではなくて、やはりそういった部分も何か改善に向けた取組というものも必要なのかなとも思うのですけれども、その辺についてお聞きしたいなと思います。

○磯野委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

一くくりでその業務の効率化でこういうシステムを入れれば改善になっていくというのは、なかなか今の段階ではちょっと難しいのかなと。そういう部分につきましては、職員研修という形で能力向上だとか、あと法的な部分の専門的なものを学ぶということでミスを軽減をしていくという部分で今力を入れて研修事業というのは毎年職員を対象にやって改善を図っていききたいというふうに、現段階ではそういうような人的な部分というのですか、そういう部分での改善というのを考えてやっております。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 この人事評価制度委託料の部分については、まず人的な部分で改善できる部分は改善していくということですが、次のストレスチェック委託料のほうお聞きしたいと思うのですけれども、先ほどから僕が言っているように業務の多様化、複雑化とい

った中で仕事量もどんどん、どんどん増えていく、どうしても時間的な中でやっていくという中でこのストレスチェック委託料についても数年前からついている、もしかしたらもっと前からかもしれないですけども、ついていまして、ここ最近の傾向としてストレスを抱えている職員という方が増えているのかどうなのか、その辺もしお答えできる範囲でよろしいですので、お聞きしたいと思います。

○磯野委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

このストレスチェックにつきましては、平成27年の労働安全衛生法の改正に伴いまして、当町も事業所ということで職員を対象に実施をしております。基本的にその目的というのが毎年1回そういうストレスチェックを受ける中で労働者自身のストレスの気づきというのを促して、職場のストレス軽減のための職場環境の改善につなげるということを目的としているということで、基本的にはこれは強制ではなく受ける、受けないは職員個人の判断によるということでございます。一応その効果というのですか、実績としましては昨年度だけで言いますと全職員212人中182名ということで85.85%の方が受けておりまして、その中でもやっぱりストレスが高いということで診断を受けた方については1名の方が医師の面談という形でストレスチェックを受けているというような状況でございまして、そういう方に対してはそういうような医師の面談もしながらストレスの改善に向けて図っているということでご理解いただきますようお願いいたします。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 分かりました。できるだけストレスなく仕事を行っていただきたいという思いもあります。

その次のハラスメント防止研修になりますよね、令和3年度の職員研修の内容が。こちらについて、当然昨年も職員研修強化事業としてありましたけれども、その研修内容というものはこちら側からこういった今年はこのようにやりたいのだとか、そういった感じで決めていくのかどうなのか、その辺お聞きしたいと思います。

○磯野委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

このハラスメント研修にのっている予算以外で経常費のほうでも職員研修というものはやっております、基本的にはこちらのほうでそういう例えば新人研修みたいな形で1年置きだとか、2年置きだとかに必ずやるというものもございまして、こういう研修ありますよということで職員のほうに提示をして、職員自らこういうものについて自分勉強したいというものがありましたら、そういうものについては受講を予算の範囲内でやっているというような状況でございまして。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 今回はその研修にこれを選んだということでよろしいのですか、どうなのですか。

○磯野委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

このハラスメント研修に関しまして言いますと、これにつきましては令和2年6月に施行されました改正労働施策総合推進法を受けまして、羽幌町のハラスメント防止等に関する要綱というのを当町としてもつくっております。その中でもその必要な研修を実施するように努めるということになっておりますので、今回令和3年度施行されて初めてになりますので、全職員に対してこういうハラスメント研修を実施をするということで考えて今回予算づけをしております。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 先ほどのストレスチェックにも絡んできますけれども、このハラスメント、パワハラ、モラハラ、そういったのはないようにしていかなければならないですし、そういった風通しのいい職場といったらあれですけれども、職員が本当に仕事のやりやすい環境づくりというのが当然必要になってくると思いますので、その辺町長どうですか。こういった考えで行政の事務事業に取り組ませているといったらあれですけれども、その辺の町長の考えというのをお聞きしたいと思います。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 当然国等の指導の下に行っていきますので、これからも職員の健康管理ということで進めていきたいというふうに考えております。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 国なりの指導の下ということですが、町長としてはその風通しのいい職場づくりという部分ではつくっていくということで、もう既にそう考えられてやっている部分もあると思いますけれども、改めてその辺お聞きして終わりたいと思います。町長ご自身のそういう防止対策みたいな。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 ご自身って……

○阿部委員 風通しのいい感じでやってもらうように努めているとは思いますが、今後の改めてこのいい職場づくりの考えというのをお聞きしたい。

○駒井町長 ですから、国や道の指導の下……

○磯野委員長 ちょっと待ってください。皆さんそれぞれ挙手をして発言。

阿部委員、もう一度。

○阿部委員 もちろん国や道の指導の下取り組んでいるとは思いますが、この役場という組織のトップとして、羽幌町のトップとして職員が風通しのいい職場をつくる上では、トップがいろいろなやりやすい職場にしていくのはやはりトップとして必要だと思っております。もう既にそうされている部分も当然ありますけれども、やはり皆さん伸び伸びと生き生きと業務に当たっていただけるよう改めてその町長のお考え、お気持ちというのをお聞きしたいということでご質問しました。

○磯野委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時36分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

駒井町長。

○駒井町長 阿部委員最初に指摘されたのは、事務誤り等があるといったことでこういった研修、それからハラスメント研修だとか、その時代とともに国の指導もありますし、当町の職場として私自身が感じているのはそういう風通しが悪いと、居心地が悪い職場というふうには特に感じておりませんし、ちょこちょこ職員に声もかけておりますけれども、そういったこともないようでございますので。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 羽幌町の全体のことを考えると、役場職員の皆さんが伸び伸びと生き生きといろいろな提案をしてもらって、仕事を進めていただくことがやはり町民にとっては本当にプラスになると思いますので、ぜひとも今後も風通しのいい職場というものをずっと続けていただけることをお願いして質問はやめます。

○磯野委員長 答弁はいいですか。

○阿部委員 答弁はいいです。

○磯野委員長 小寺委員。

○小寺委員 何点が質問させていただきます。先ほどほかの委員の方がおっしゃった中で関連で続けてできなかったのも、その点もちょっと幾つかあると思いますが、ご理解ください。

まず、顧問弁護士委託事業、説明資料9ページです。数年前に私予算委員会なのか、ほかの場所でなのか聞きました。その際に誰が、いつ、どのような内容で相談をしたかということが曖昧だったことがありまして、その当時は特に内容については記録はしていないということもあったのですが、今後記録として内容をきちんと取りましますよという回答があったのですが、現在そのようにきちんと事務的に書類として、資料として残っているのでしょうか。その辺お願いします。

○磯野委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

その内容につきましては、過去にそういう小寺委員さんからのご質問あったのは記憶しております。基本的にこのやり取りにつきましては、こちらからの質問をして、そして向こうから回答をいただいているということで、もちろん書面上でやり取りをしているということで記録には残っているものでございます。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 今課長のほうからは書面のやり取りだということだったのですが、その当時は直接その事務所なりに訪れて口頭でのやり取りもあったのですよね。そのことが記録としては誰も第三者としての記録がなかったものですから、その辺についてももちろん書類のやり取りでは今も残っているというのは分かるのですが、もしかしたら口頭でのやり取りについても電話なり直接なりいろいろ形は違うとは思いますが、その辺も含めてきちんと書類としてあるかという確認なので、お願いいたします。

○磯野委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

基本的にはそういう問合わせする内容ですとか、あと回答をいただく内容ですとか、全てその書面でやり取りしておりますので、記録としては現在はあるということでご理解いただければと思います。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 理解はしますが、今のことで言うと電話、口頭ですとか、直接のやり取りは今のところはないということでしょうか。

○磯野委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

失礼しました。そういう電話でとかのやり取りということですね。基本的にはそうです。法律相談ですので、結構深い中身といいますか、やり取りをしなければなりませんので、きちんとそういう書面の中で質問をして、相手方から回答をいただくというようなやり方になっておりますので、口頭でというのがなかなか今の段階では私の中ではちょっとないのですが、そういうものがもしあったとしても、そういうものは記録としてももちろん残すような形ではやっていきたいと思えます。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 その当時に関してはそういう直接話してということも質疑の中であったものですから、ぜひ記録として後できちんと第三者も含めた検証ができるような形で残していただきたいなというふうに思います。

続いて、公用車更新事業についてお伺いしたいと思います。これも毎年少しずつ更新をしたり、リースの更新だと思うのですが、今年度3台新規で更新をするということなのですが、羽幌町はそういうことはないと思うのですが、他の市で過剰な公用車を、豪華なとか、そういうのも言われています。この新しい3台についての使用用途です。車種まではいかないのですが、どのような用途で新しくリースを行うのか。新規が自分はいいかどうか、そのままリースを続けることで経費がもし削減できればいいのかなとは思いますが、新たに新規で更新されるということですので、たしか去年は1台は新規になっていると思うのですが、今年度3台ということで、その使用用途のほうを教えてくださいたいと思えます。

○磯野委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

当町の車両のリースにつきましては、平成28年にそういう見直しをしております、基本的にその車両リースの導入基本方針というのを定めております。そういう中でリースの期間につきましては7年更新というような形で当町の考え方といたしまして整理をしております。ただ、今回3台のうち2台はリースの期間が来ているということで更新するのですけれども、残りの1台につきましては買い取ってからもう18年程度経過しているもので、かなり老朽化も著しいということで、それを今度リースのほうに変えるということで、その車につきましてもそういう高級的なものはもちろん考えてはおりませんので、一般的なものということで集中管理しているもののリースを更新をするということで考えております。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 どんどん続けてしまいますけれども、続いて同じ9ページの行政システム等の維持管理事業についてお伺いします。

昨年は1,712万5,000円の予算で、同じくウィンドウズ10の更新ということで今回もまた同じように571万3,000円ということで一遍にということとはできないと、昨年そういう答弁があったのですけれども、今回今年の予算づけで庁内使っているパソコンは全て更新されるということになるのか、またはまだ足りない分があって、来年以降も更新作業が必要なのか、その辺を教えてくださいと思います。

○磯野委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

今回計画しておりますのは、昨年と今年とあと来年もう一年度かけて庁舎内のパソコンの入替えというものを考えておりますので、来年度も計画的に更新をする予定で考えております。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 計画的に更新しなければセキュリティーの問題等ありますので、しっかりと機械の更新、設備更新を続けていただきたいというふうに思っています。

もう一つ、先ほど阿部委員もちょっと触れていましたが、職員研修強化事業についてです。ハラスメント防止ということで、自分が心配したのは対象者です。誰を対象の研修なのかということでもちょっと心配していたのですが、先ほど課長の答弁によると全職員対象だということなのですね。ハラスメントもいろんなハラスメントがあって、自分が調べる限りは細かいものを入れると35種類以上あるのではないかとされているのですが、一般的に言うとパワハラ、モラハラ、マタハラ、あとジェンダーハラスメント等たくさんあるのです。それハラスメントといっても本当に広いのですけれども、特に重要視したいものですか、そういうもの、ハラスメントは本当に広いですから、一般的なことをするよりは縮めて今回はパワハラですか、モラハラですか、そういうのに集中してやるほう

が効果的なのかなというふうに自分は思うのですが、いかがでしょうか。

○磯野委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

ハラスメントの研修ということでご質問だと思うのですが、基本的には委員おっしゃるとおりの形でいろんな種類があって、取りあえずは何か特化したほうがいいのではないかなというようにお話だったと思います。基本的にはそういう国の法律に基づきまして、まずは全般的な理解をするというところからスタートするのがいいのかなという部分はございますので、基本的には全般的なものについてやっていきたいというように考えております。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 自分も町内、羽幌町に先ほど言ったハラスメントのそういうのがあるというのも知らなかったぐらいなのです。それで、先ほどやり取りをちょっと聞いている中で全員で、やり方ですけれども、例えばパワハラにしたらやっぱり管理職、上に立つ方と下にいる方で内容も違ってきますし、また一番はそういうハラスメントをしているという自覚のない方も多く聞きます。羽幌町ということではないですよ、一般的に。知らないでハラスメントをしてしまう、そして逆にされる側もそれがハラスメントだということを自覚していないことも多くあると思うのです。そして、もちろん研修することで終わりではなくて、もしこの羽幌の中でそういう事態があったときに、それを相談できるシステムなりをつくっておかないと、もしかしたらされている側からしたら、それをどう解決したらいいかというのが、とてもこの次の展開が重要になってくるのではないかなと。

本当にあってはならないことなのですが、何度も言いますが、しているほうもされているほうも認識しないこともこのハラスメントに関してはとても多いと思うので、ぜひ研修をするだけではなくて、その後もそういう事態があったときにどういう解決方法が役場として対応できるのか、その辺までせっかくやるのでしたらそこも考えてもし何かされたときにこういうことがあったのです、そして解決まで持っていけるようなシステムを考えながら研修をしていただきたいなど。もちろんせっかくやるのですから、この中でそういうことが起こってはいないとは思いますが、本当に気づかないでしている方もいるかもしれないので、結構大きな課題だとは思いますが、その辺1年でできないかもしれないけれども、計画的にそういう受皿も含めて考えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○磯野委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

その点につきましては、委員おっしゃるとおりの内容なのかなというふうに考えています。

先ほどちょっと申し忘れたのですが、一応その研修の方法につきましては全体でやるのを分割しながらやるというのと、ほかに確かにパワハラだとかという部分もござい

ますので、管理職向けということでeラーニングを使ったそういう研修というのも今回やるのかなというふうに考えております。

あと、実際起きた場合の通報体制等につきましては、昨年12月に要綱を定めておりますので、その中で全職員にも周知はしておりますが、何かあった場合等につきましては管理職通じて、例えば一応受皿については総務課の職員係というような形になっておりますので、そういうことがあればそういうところで対応するというような、内容につきましては整理をしているということでご理解いただければと思います。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 いい研修にさせていただきたいというのと、これで終わらせるだけではなくて、もし何かあったときの対策も含めて、先ほど阿部委員が働きやすい職場をということでしたので、ぜひ庁内挙げてそういうことがない職場にさせていただきたいなというふうに、もちろん今あるということではないですよ、してほしいなと思います。

続いていきます。説明資料の10ページ、先ほど逢坂委員も質問されていたのですが、IP告知システム端末機器等の撤去事業についてです。予算書でいうと91ページだと思います。内容については先ほど逢坂委員のやり取りで理解はしたのですが、内容が似ているものでちょっと分からない、関連するかなと思うものが86ページ、委託料でIP告知システム保守等の委託料ということで8万1,000円ついています。私の認識では、今年の4月1日からは防災の各種端末の切替えで先ほどやり取りの中であったとおり端末を撤去するという作業は理解できるのですが、その一方で保守等の委託料が支払われると。端末はもう撤去するのだけれども、保守料はどここの保守なのか。サーバー含めて各家庭三百何十軒、300軒以上の端末を撤去するにもかかわらずなぜ保守料がかかってくるのか。今後来年以降もその保守料はずっと続いていくのか。その辺撤去と保守委託料の関係がちょっと分からないので、教えていただきたいなと思います。

○磯野委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時54分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 IPのほうの光ファイバーの線なのですが、2本線走っております、1本のほうが今までのIP専用のシステムを使っておりまして、そっちは廃止ということなのですが、もう一本のほうを電気事業者のほうに貸しております、それで離島の住民の方がネットの契約をしてネットを使うという、そのための線を貸しております。その保守業務がこれからはずっとかかってくるというものであります。

○磯野委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時57分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど小寺さんの弁護士費用の部分で質問あった中で、もう一度担当課のほうから……

(何事か呼ぶ者あり)

○磯野委員長 すみません。では、地域振興課の質問が終わってから、答弁が終わったのですね。

(何事か呼ぶ者あり)

○磯野委員長 ですよ。終わったのですよね、地域振興課長の。であれば、敦賀課長のほうから先ほどの答弁に関してあります。

敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 すみません、大変申し訳ございません。先ほど小寺委員さんから質問あった顧問弁護士のあの記録の関係についてなのですけれども、過去に直接伺って記録ないこともあったという話あって、その後で最近そういうのもないのでしょうかというやり取りなんかちょっとあったので、その部分で昨年度の中でそういう直接訪問していろいろやり取りをさせていただいたという部分もあります。出張してやり取りした部分もありますので、基本的には全て記録は取っておりますので、ただその部分が抜けておりましたので、ちょっと追加で答弁させていただきましたので、お許しいただきたいと思います。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 IPにちょっと戻って申し訳ないのですが、理解はします。ただ、貸すということは、貸して羽幌町が保守料を支払っているということは業者からも収入としてその分入ってくるのかなど。勝手に町が保守料だけを払って特定の事業者にするというのは、そういうシステムはちょっと歳入で見えていないので、申し訳ないのですけれども、そこはきちんと歳入と歳出で合っているということでしょうか。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

当然貸付料のほうも入ってきております。

○磯野委員長 小寺委員。

○小寺委員 貸付けなので、例えば8万1,000円、そのほかその使用料及び賃借料、それがIPに関わるのか、光ファイバーに関わるのかちょっと分からないのですけれども、町が出したお金分は業者からも同じ分だけ、町が損することなくきちんと入ってくるという、その確認なのですが、もちろん幾らかは負担してもらっているというのはあるとは思いますが、損と言ったら変ですけれども、きちんとその同じ対価が戻ってくるものなのだろうか。もし光ファイバー、民間の事業なので、町の管理を離れて民間の方に

今後担ってもらおうということも考えられるのかなど。知識がちょっとないので、そういうことも可能なのかなという質問なのですが。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

まず、金額のほうなのですけれども、一応令和3年度のほうでは185万8,000円の貸付料を見込んでおります。

○磯野委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時00分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 あと、その民間のほうでもできるのではないかというようなご意見だったと思いますけれども、これからその辺検討の材料になるのかなというふうに考えております。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 例えば今の金額だけ聞くと、全体は僕分らないのですけれども、8万1,000円委託料を払って、業者から180万円以上の収入があるということだったら、そのまま続けたほうが町として有利というか、とてももうかると言ったら変ですけれども、費用対効果は高いものなので、そのまま続けるべきだと思いますし、ただあまりにも町の出費が多いのだったらそういうことも考えたらなと思っただけなので、今の金額のやり取りを聞く限りではこのまま業者に貸し付けて、その対価をいただいたほうがいいかなというふうに私は思います。

以上です。

○磯野委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時10分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤委員。

○工藤委員 予算書の90ページ、説明資料の10ページの羽幌町総合振興計画策定事業の中で委託料213万4,000円、これ委託ですから、どちらかにお願いするということだと思うのですけれども、これは皆さん職員の中で僕はできると思うのですけれども、どうして委託しなければできないのか聞きたいと思います。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

基本的には職員直営でつくりたいなというふうに考えておりますが、紙面のレイアウトですとか、あと印刷、製本、こういった部分を委託で考えております。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 その製本をつくるのは、どのように活用するのですか。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 製本したものをどのように活用するかということでございますが、紙媒体でもあったほうが見やすいのだろうなというふうに考えております。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 すみません、それはどういう関係の人に例えば配って見てもらうとか、町民に配るとか、その辺ちょっと細かく教えてください。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 まだどこに、どういうふうに配るといふところまでは決まってはいるものではありませんが、一応本編のほう200程度と、あとその振興計画の概要版といたしまして3,700部、これは町内に全戸配布できればいいのかなというふうに考えております。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 その部分は町内の業者に頼むということですか。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 これもまだ予算段階ですので、何とも言えないのですけれども、一応今、今年度も業者に委託しておりまして、引き続きそこをお願いしたいなというふうには考えております。

○磯野委員長 工藤委員。

○工藤委員 もしでき得る限り町内の業者をお願いするのであれば、納得はできるのですけれども、要するに印刷代ということですか、これは。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

紙面のレイアウトとかも含めて全体業務の委託ということで考えております。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 何回もすみません。そうしたら、その振興計画を立てる内容は役場内でできるのだということですね。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 はい、そういう形で今努力していきたいなというふうに考えております。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 ぜひそのようにして、委託料についてもこの額いっぱいにかからないように努力してやっていただきたいと思います。

もう一点だけ、予算書の97ページ、空き家対策事業、この事業については空き家である建物を改修する、あるいは解体をするという事業で、僕も12月に一般質問して、このことについては町長をはじめ皆さんに僕の意見を言っております。この部分にプラスして新築、そしてリフォーム。リフォームということは住んでいる住宅をリフォームということなのですが、この部分もでき得る限り予算に入れてほしいという思いで12月に一般質問しました。これは残念ながらのっておりますが、予算というのはでき得る限り町の経済活性化につながって、そしてそこから多少なりとも町に税金が入るといふ、この部分の予算をやはり重要視していかなければ町の経済というか、そういう部分も成り立っていないということを僕は強く思っております。この点について、今回はのっておりますけれども、予算段階で12月に僕が言ったことについてヒアリングする、予算を立てるときに幾らかでも頭の中にあって予算をしていったのかどうか、これを町長にちょっと聞きたいと思います。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 工藤委員からの質問は、改築のことについて予算をつけてほしい話だったようですけれども、担当課からは当然上がってきておりませんし、前にも申し上げましたとおりこの事業では35軒を40軒にして、さらには年数を3年ずつでしたか、延ばし続けておりましたが、2年続いてだっと思えますけれども、2軒ずつ当たらないということとで制度の見直し、工夫を指示したところできないということと、それから町民の方から個人の財産にいつまで20万円出すのだというような声も出たことから、不都合があるのであれば、それで改良点がないのであればやめますということで度々ご質問をいただいた中では出ておりましたので、担当課としても改めて予算に上がってきていなかったということとでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 今の答弁は何度も聞きましたから、分かっています。でも、町を運営していく上でこういう経済発展につながっていく予算は常に立てていかないと、町の財政はだんだん小さくなっていくと思えます。この辺の思いが町長がないのであれば、この点についてはもう質問しません。その代わりきちっと町の運営をできていくようなシステムをつくってもらわなかったら町民困りますよ。町に仕事がなかったら、そこに生活しないのですから、生活しなくてみんなこの羽幌町からいなくなったら町民税も入ってこないのです。そういう部分よく考えて事業を進めていかなかったら、町長として何をやっているのかというのが分からないでしょう。それで、羽幌町の町長だと言ってやっていけるのですか。とても疑問ですけれども。予算で一番大事なところはそこなのです。町に仕事が生まれることをして、雇用が増えることをやっていかなかったら町の運営なんかできていかないでしょう。僕はそう思います。

○磯野委員長 工藤委員、できるだけ予算書に沿って、今の質問だと総括みたいになってしまうので。

(何事か呼ぶ者あり)

○工藤委員 いや、もういいです。やめます。

○磯野委員長 船本委員。

○船本委員 総合振興計画の関連で質問してよろしいですか。

○磯野委員長 はい。

○船本委員 昨日ですか、一般質問も行われまして、一般質問とかぶらないような質問をさせていただきたいと思います。

この総合振興計画につきましては、地方自治法の改正でこれまで、もう大分なりますけれども、議会の議決も要らなくなったと。それから、この計画の構成というのは基本構想、基本計画、実施計画、3本の構成で成るわけですけれども、この基本構想も市町村の考えでつくるなり、つくらないなり、いいよということに自治法の改正でなりましたので、羽幌町はつくるのか、つくらないのか、まずお聞きします。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

現時点ではまだ作業をこれから開始するという段階なのですが、担当課といたしましては、構成につきましてはできるだけ現行の構成と変わらないほうが分かりやすいのではないかなという考えは持っております。

○磯野委員長 船本委員。

○船本委員 この基本構想も国は町村にお任せしますという改正になったわけですが、やはり羽幌町だけでなく10年間のまちづくりの最上位の計画でありますから、この基本目標を書くわけですから、基本構想というのは非常に大事だと思いますので、ぜひ一つつくるような形でお願いしたいなという要望をさせていただきます。分かりますか、いいですか。

○磯野委員長 答弁はよろしいですか。

○船本委員 いや、答弁いただきます。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 ただいま貴重なご意見いただいたと思っております。それらも踏まえて今後の検討というか、振興計画策定に生かしていきたいなというふうに考えております。

○磯野委員長 船本委員。

○船本委員 それと、先ほど工藤委員のほうからこの計画書をどこに配付するのだという質問もございました。これは町民にはダイジェスト版で非常に分かりやすく関心の持てる内容で配布されまして、これも本当によかったなと思っております。それで、ぜひ第7次作成もこの前に配布したようなダイジェスト版分かりやすく、あまり抽象的な内容に

ならないような、関心を持って読んでもらえるような内容のダイジェスト版をつくって配布していただきたいという要望であります。

以上です。

○磯野委員長 答弁はいいですか。

○船本委員 はい。

○磯野委員長 10番、村田委員。

○村田委員 私のほうから1点、ふるさと納税の関係について質問をさせていただきます。

先般の中で地域振興課の課長さんのほうから今年度1億5,000万ほどのがということで、来年度目標で2億円という形ではありますが、その目標を高く掲げることによってPR活動から、それから返礼品の開発からということで予算が上がっています。その中で88ページの一番下にふるさと納税業務委託料、先ほどちょっと説明もありましたが、この部分の委託料の関係をもう少し詳しくまずは説明をお願いしたいと思います。

○磯野委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時24分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

この部分に関しましては年々件数等も増加しておりまして、まずその返礼品の発送ですとか、あとはワンストップの書類ですとか、そういったものの発送ですとか、そういった単純作業的な部分です。そういった部分を業者に一部委託したいなというふうに考えております。

○磯野委員長 10番、村田委員。

○村田委員 今の清水課長の答弁、返礼品の発送の部分ということだったのですが、その委託料の中にそうしたら発送する運賃も含んでいるのですか、含んでいないのですか。

○磯野委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時25分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

委託部分は寄附いただいた方に対しての寄附証明書の発行ですとか、あとそういった各

種書類の発送部分でありまして、発送の送料に関しましてはうちから直接発送、運送業者のほうに支払う形になっております。

○磯野委員長 10番、村田委員。

○村田委員 私もそうではないかなと思ったのですが、この金額の1,100万円という金額が妥当なのかどうなのかというところはちょっと私としては疑問に思っています。今年度まではこの部分を臨時職員なのか、委託をしないでやりくりしてきたと思うのですが、これだけの今答弁あったその件数も増えて金額も多くなったら、当然それだけ町に対する財政的な部分でもうれしいことだと思うのですが、このふるさと納税そのもの、ふるさと納税をいただくためのPRとか、それから返礼品だとかという部分に関してはたくさんもらいたいのですけれども、逆に言うとそれに対する返礼品だとか、そういういろんな部分でのかかる経費はなるべくはやっぱり抑えていかなければ自主財源としても目減りするところなので、この中には役務費、通信運搬費というところで2,089万6,000円というのも見えています。ここら辺も返礼品の数が増えた場合、個々の業者にそれぞれ注文をして発送をしてもらうという方法よりも、どこかでまとめてたくさん数で発送するほうが当然そういう経費削減というところにもなってくるのですけれども、そこら辺はどのように考えていますか。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

この委託内容の詳細を説明するとなるとちょっと複雑なものですから、でもその返礼品の発送の部分も含めて発送の発注という部分です。そこまでも含めて委託といいますか、それで発送したのに対して直接発送業者に支払うというような形で、その辺も送料に関しては圧縮できているのかなという、そういう考えで全体的な業務として委託をかけております。

○磯野委員長 10番、村田委員。

○村田委員 大体今の答弁で分かりました。

最後にもう一つ、今コロナ禍の中でふるさと納税の日本中の金額というのは莫大にあって、多いところでは数十億とか100億を超えるような、そういう町村も出てきていますが、羽幌町でもこうやって1億5,000万とか目標として2億とかということでふるさと納税の業務委託料として1,100万円を見えています。経済的な部分とかいろんなことで逆に言うとふるさと納税が下がっていった場合、またこのこういう委託だとか、それから経費削減のこともやっぱり考えていかなければならないと思うのですが、そこら辺のその境目で、どのぐらいまでであればこういう委託をしてやっていくのがいいのか。それから、下がった場合は今までどおりまた臨時職員とかでしていくのがいいのか、ここら辺もやっぱり見極めた中で少しでもその経費をかけないようなことを考えていかなければならないと思うのですが、そこら辺の考えを聞いて質問をやめます。お願いします。

○磯野委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

大体どこの町村も1億を境に直営か外部委託かということで処理しているようです。うちも今回1億5,000弱ぐらいの寄附受けて、もういっぱい、いっぱいというところがありまして、これ以上増えるとちょっとエラーも出してしまうかな、そのような気もしております。それらの基準でもないのですけれども、そういった流れを見極めながら直営なり委託なりということで考えていければなと思っております。

○磯野委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 なければ2款の総務費を終了いたします。

◎延会の宣告

○磯野委員長 お諮りします。

本日3時から常任委員会の開催を予定しております。この後準備等もありますので、本日の委員会はこの程度にとどめ、延期したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延期します。

明日の本委員会は午前10時より開会いたします。

(延会 午後 2時31分)